第66回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

日本瓦斯株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

事　業　報　告

7．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置し、下部組織に「内部統制ワーキンググループ」を編成の上、内部統制システムの整備及び運用を進めることにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図る。

① 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

② 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制システムの構築により、株主価値の向上に努めます。

③ 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役による適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、複数名の社外取締役によりモニタリング機能アドバイザリング機能を強化し、執行役員制度を採用した責任の明確化と権限譲を行い、積極的かつ機動的な業務執行体制を構築することにより、「健全性・透明性の確保」を前提として適正に「効率性の追求」を行う体制を整備する。

② 役員・従業員を対象とするコンプライアンスプログラムとして、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定し、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくため、以下の施策を実施する。

・「コンプライアンス委員会（委員長：経営企画本部長）」を設置し、コンプライアンスに関する啓発・教育活動を実践する。
・コンプライアンス推進体制の強化のため、内部通報制度「ヘルプライン（社内窓口・社外窓口）」を設置し、情報提供者の秘密と保護を徹底した上で、コンプライアンス違反に関するリスクの早期発見・回避・極小化及び再発防止を行う体制を整備の上、コンプライアンス推進体制の実効性を高める。

③　反社会的勢力への対応については、「日本瓦斯グループ役職行動規範」に基づき、「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力・組織に対しては、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」という基本方針を掲げ、統括管理部門である法務部の主導のもと、警察・弁護士等との連携を密にし、適正に対応するよう努める。

④　財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、経営企画本部を中心に必要かつ十分な体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　当社は、経営企画本部長を統括責任者、総務部長を事務局長とし、法令・社内規程に基づく情報の保存・管理を行う。取締役・監査役は、必要に応じて保存・管理した情報を適時に閲覧できる。

②　情報セキュリティについては、「情報セキュリティ対策チーム（責任者：法務部長）」を編成し、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する基本方針を制定し、適切な措置等の整備をもって対応する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、当社グループ全体のリスクを横断的に認識し、リスク分類毎に各業務の所管部門がリスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、リスクの予防、軽減及び回避を行うための方策の策定・運用に継続的に取り組む。

②　「グループリスク管理規程」を制定し、当社グループ全体のリスク管理を統括する組織として、「グループリスク管理委員会（委員長：経営企画本部長）」を設置の上、各リスクカテゴリーを所管する部門長（各グループ会社の責任者を含む）を委員とし、リスク管理体制の整備及び運用を推進する。当社グループ全体に影響を及ぼす有事の際は、「グループリスク管理規程」に従い、グループ全体として対応し、危機管理にあたることとする。

平時から、「グループリスク管理委員会」において、当社グループにおけるリスクを評価し、必要かつ十分な対応方針を策定する。統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を整備する。なお、万一の災害時に備え、安全・ 安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー事業本部が主導した安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を実施している。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務執行と経営効率を向上させるため、常務以上によって構成される常務会を毎月２回以上開催し、また、常勤の取締役及び監査役並びにグループ子会社社長及び各支店長・各部門長が出席する経営企画会

議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定、各種報告等を機動的に行う。また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定の上、各部門においてその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
さらに、当社においては代表取締役社長が自ら全社員と直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築する。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社はグループ子会社の管理に関し、社内規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を確保するための体制を図り、グループ子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。
・当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、当社の常務会、経営企画会議等の会議にグループ各社の社長等が出席する。
・非常事態発生時の子会社を含めた連携体制によって当社に対する迅速な報告を行うなど、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築する。
・当社の内部監査を担う監査室による子会社の監査及び内部統制活動のレビューを行う。
② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを概括的に管理する。また、「グループリスク管理委員会」には、グループ会社も参画し、横断的に当社グループ全体のリスクの把握に努め、 リスクを低減するための施策を講ずる。
③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社から当社に対し、中期経営計画及び年度事業計画を提出し、連結ベースでの業績管理を行う.
・当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入し、グループ共通のシステムを構築・運用し、グループ内の情報共有を図る。
・グループ内での管理業務の集約化を図り、適正な人材の配置を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項
監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図る。

(8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 当社の役職員が監査役に報告するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を

把握するため、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・グループリスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と定期的に三様監査を開催の上、情報交換を行い、緊密な連携を図る。

② 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制
子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する。また、子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。加えて、当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告する。

③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定める。

④ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査費用を支弁するための予算を確保する。
・監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制
① 財務報告の信頼性及び適正性の確保を経営の重要な責務として位置付け、これを実現するために、代表取締役が主導し、当社グループをあげて適正な内部統制システムを整備することを基本方針とする。
② 財務報告の信頼性および適正性の確保にあたっては、監査室及び経財部において、内部統制システムの整備・運用状況の検証及び内部監査を行うとともに、取締役会及び監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会及び監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制を整備する。

8．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行
取締役会を14回開催し、取締役と監査役の出席の下、定款、取締役規則及び決裁権限基準に則った個別的な議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策・人事戦略など）について議論及び決議を行っております。

(2) コンプライアンス
① コンプライアンスの実践は、当社グループが企業として社会に信頼され、永続していくための前提条件であると認識しています。「コンプライアンス委員会規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」が「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう定期的にイントラネットによる啓蒙活動、法務部及び外部

講師による勉強会や講習会を開催し、法令、定款及び社内規程等を遵守するための取組を継続的に行っております。当社グループは、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たすべく、「コンプライアンス」の確立を宣言します。

② 内部通報制度については、「ヘルプライン」を設置し、内部通報の報告・相談に関する窓口（社内窓口：監査室長／社外窓口：法律事務所）や方法（電話・メール・手紙等）、また、情報提供者の不利益な取扱いの禁止を含む通報制度の利用ルールを周知しております。
当社は、役員及び従業員が相談・通報体制を維持することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

(3) リスク管理体制

事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、部門目標に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わる社会的責任を負担する当社グループにおいて、緊急事態発生時の対策、災害発生時の対策などに関わるマニュアルを策定し、必要な訓練を行うなどの体制を整備しております。

(4) 内部監査

監査室が作成した監査実施計画に基づき、内部統制システムの整備・運用の状況及びリスク管理体制が有効に機能しているかの検証を含めて、当社グループの内部監査が実施されております。

(5) 財務報告に係る内部統制

当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制全般の整備・運用状況を当社の監査室及び経財部が協働の上、モニタリングを実施し、改善を進めております。

（ご参考）

コーポレート・ガバナンス体制（2019年９月30日現在）

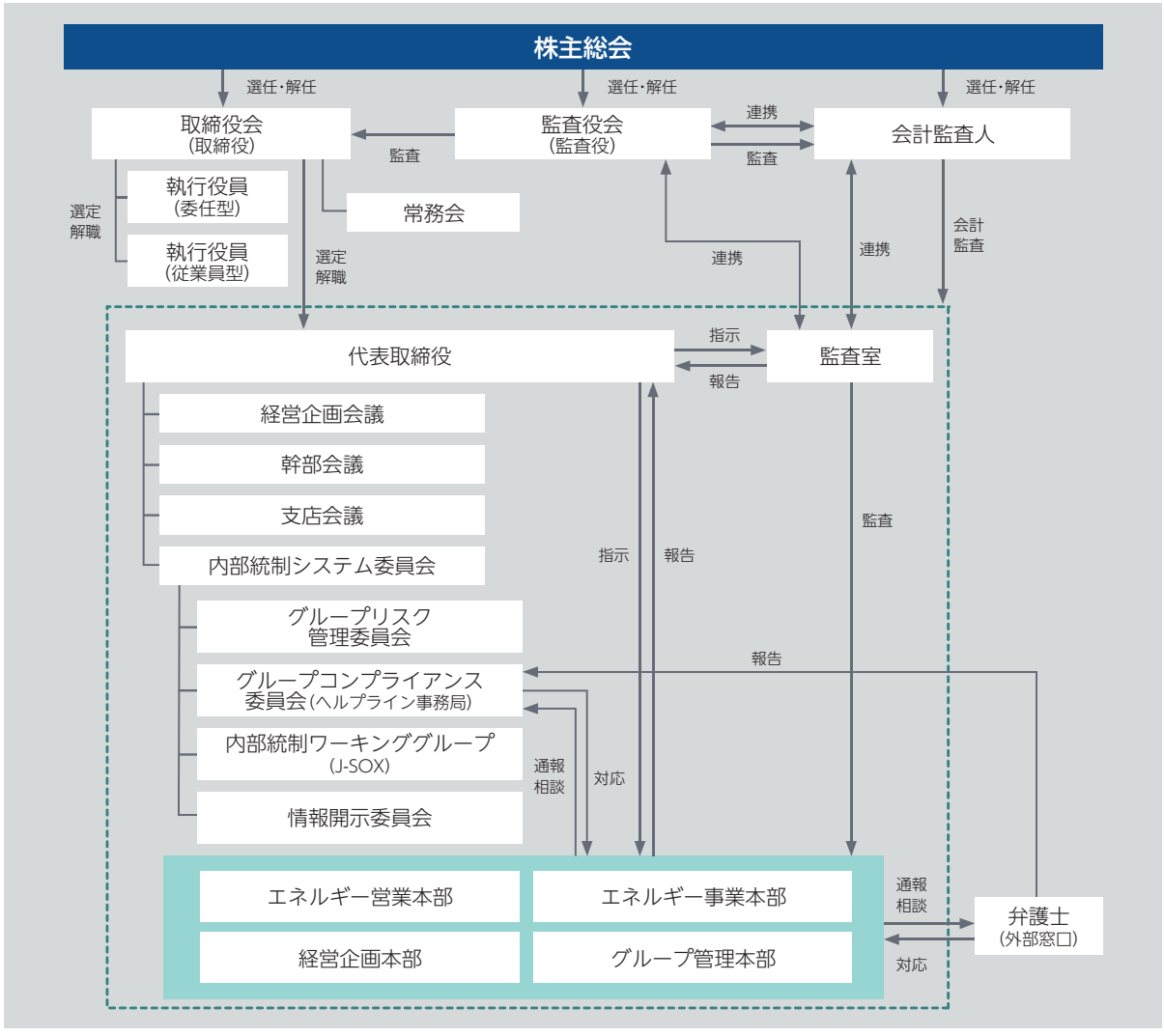

コーポレートガバナンス・コード、コーポレートガバナンス・ガイドライン（2019年6月26日開示）

https://www2.tse.or.jp/disc/81740/140120190524434874.pdf

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数	６社
・連結子会社の名称	東彩ガス株式会社 東日本ガス株式会社 新日本瓦斯株式会社 北日本ガス株式会社 日本瓦斯工事株式会社 日本瓦斯運輸整備株式会社

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	4社
・非連結子会社の名称	株式会社雲の宇宙船 Nippon Gas USA, Inc. 株式会社エナジープラス１ nt style works㈱
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社4社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社の数	１社
・持分法適用の非連結子会社	Nippon Gas USA, Inc.
・持分法適用の関連会社の数	２社
・持分法適用の関連会社	Strategic Power Holdings LLC EnergyLink Holdings Limited.

②　持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称	株式会社雲の宇宙船 株式会社エナジープラス１ nt style works㈱
・関連会社の名称	NGAE, Inc. 東京エナジーアライアンス株式会社

・持分法を適用しない理由　　非連結子会社３社及び関連会社２社は、それぞれの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としても重要性がないためであります。

③　持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の決算日現在の財務諸表を使用している会社の数は2社であります。持分法適用会社のうち、一定時点を基準とした仮決算に基づく財務諸表を使用している会社の数は1社であります。

上記いずれの場合も、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な修正を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．たな卸資産

・商品　　主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・製品、仕掛品、原材料、貯蔵品　　主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ロ．有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　７～50年 機械装置及び運搬具　４～22年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 のれんについては、取得後５年及び20年で償却しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	連結子会社は、使用人に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
ハ．株式報酬引当金	役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
ニ．ガスホルダー修繕引当金	連結子会社のうち東彩ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社の都市ガス４社は、次回修繕見積額を修繕周期にて配分計上しております。
ホ．製品自主回収関連損失引当金	製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について、当連結会計年度末以降発生すると考えられる合理的な損失見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ.	退職給付に係る会計処理の方法	①退職給付見込額の期間帰属方法 　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。なお、連結子会社は、簡便法を適用しております。
ロ.	ヘッジ会計の方法	
	ヘッジ会計の処理	原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。
	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ　商品スワップ ヘッジ対象…借入金　　商品購入代金
	ヘッジ方針	リスクに関する内部規程に基づき為替変動リスク・商品価格リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
	ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。なお、特例処理による金利スワップは、有効性の評価を省略しております。
ハ.	消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ニ.	のれんの償却方法及び償却期間	１社20年間、その他については５年間の定額法により償却しております。

2．会計上の見積りの変更に関する注記

（顧客獲得費用の償却期間の変更）

当社連結子会社は、従来、紹介手数料等の顧客獲得費用を資産に計上し、その効果が見込まれる期間（10年間で償却しておりましたが、都市ガス自由化による事業環境の変化により、効果が見込まれる期間に不確実性が伴うことから、発生した期に経費として計上する方法に変更いたしました。

これにより、従来の方法に比べ当連結会計年度の営業利益、経常利益が386百万円、税金等調整前当期純利益が1,709百万円減少しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　197,476百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普　通　株　式	42,973千株	―千株	1,200千株	41,773千株

(変動事由の概要)

減少数に主な内訳は、次の通りであります。

2019年4月25日の取締役会決議による自己株式の消却による減少　　1,200千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2019年６月26日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　1,960百万円
・１株当たり配当額　　47.00円
・基準日　　2019年３月31日
・効力発生日　　2019年６月27日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金11百万円が含まれています。

ロ．2019年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　1,437百万円
・１株当たり配当額　　35.00円
・基準日　　2019年９月30日
・効力発生日　　2019年11月19日

(注) 2019年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれています。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額　　1,405百万円
・１株当たり配当額　　35.00円
・基準日　　2020年３月31日
・効力発生日　　2020年６月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれています。

５．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にガス事業を行うための導管設備工事に必要な資金（主に銀行借入）を設備投資計画に基づき調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用し、また、短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期限は決算日後、最長で４年９ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、大半は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「ヘッジ会計の方法」を参照してください。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門の管理課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額を定めたデリバティブ管理規程に基づき、四半期ごとに常務会で基本方針を承認し、これに従い担当部署が取引を行い、経財部において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経財部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の１か月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,589	16,589	―
(2) 受取手形及び売掛金	11,026		
貸倒引当金（＊１）	△220		
	10,806	10,806	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,360	1,360	―
資産計	28,756	28,756	―
(1) 支払手形及び買掛金	6,566	6,566	―
(2) 電子記録債務	3,887	3,887	―
(3) １年内返済予定の長期借入金	11,314	11,314	―
(4) 長期借入金	20,679	20,603	△75
負債計	42,447	42,372	△75
デリバティブ取引（＊２）	―	―	―

（＊１）受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引については、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、及び（2）電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）１年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております（上記（＊２）参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,039

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権の連結貸借対照表日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,589	―	―	―
受取手形及び売掛金	11,026	―	―	―

（注４）長期借入金の連結貸借対照表日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	11,314	7,817	8,516	3,370	975	―

６．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,712円64銭

（2）１株当たり当期純利益　189円98銭

７．賃貸等不動産に関する注記

当社では、神奈川県川崎市に賃貸用不動産（土地）を有しておりましたが、当連結会計年度に売却いたしました。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は402百万円（賃貸収益は売上に計上）、売却益は7,801百万円（特別利益に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額は以下のとおりです。

（単位；百万円）

連結貸借対照表計上額		
当期首残高	当期増減額	当期末残高
11,089	△11,089	―

8．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
千葉県千葉市緑区誉田町 岩手県滝沢市巣子　　等	遊休資産	土地

当社グループは、減損損失の算定にあたって、報告セグメント単位に、投資の意思決定を行う事業を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産については、物件毎に一つの資産グループとしております。当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,643百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地2,643百万円であります。

なお、当該土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等を基に算定しております。

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①　たな卸資産

・商品	主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 ただし、販売用不動産は個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
・貯蔵品	主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②　有価証券

・子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
・その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　７～50年 機械及び装置　５～17年
②　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 のれんについては、取得後５年で均等償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
③　リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。
④　長期前払費用	定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

③ 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

④ 製品自主回収関連損失引当金

製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について、当事業年度末以降発生すると考えられる合理的な損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ　商品スワップ
ヘッジ対象…借入金　　商品購入代金

ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき為替変動リスク・商品価格リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。なお、特例処理による金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	43,747百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	8,872百万円
② 長期金銭債権	6,385百万円
③ 短期金銭債務	5,808百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	26,245百万円
② 仕入高	3,302百万円
③ 販売費及び一般管理費	2,844百万円
④ 営業取引以外の取引高	4,296百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,863千株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	2,259百万円
退職給付引当金	551百万円
株式報酬引当金	118百万円
顧客獲得費用	700百万円
未払事業税	200百万円
製品自主回収関連損失	113百万円
土地減損損失	899百万円
関係会社評価損	548百万円
未払金	134百万円
その他	837百万円
繰延税金資産小計	6,362百万円
評価性引当金	△287百万円
繰延税金資産合計	6,075百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△96百万円
固定資産圧縮積立金	△47百万円
繰延税金負債合計	△143百万円
繰延税金資産の純額	5,931百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社の子会社	Entrust Energy East,Inc	50.0 (所有・間接)	資金の貸付 (役員の兼任一無)	資金の貸付	—	長期貸付金	1,828
				受取利息 (注1)	285	投資その他の資産 その他	1,010 (注2)
関連会社の子会社	Entrust Energy, Inc	50.0 (所有・間接)	資金の貸付 (役員の兼任一有)	資金の貸付	1,088	長期貸付金	1,719
				受取利息 (注3)	74	投資その他の資産 その他	270 (注4)

(注) 1.取引条件

期間７年、平均利率10.7 %、無担保

資金の貸付については、現地の市場金利及び財政状態を勘案して利率を決定しております。

2.貸倒懸念債権に対し、2,838百万円の貸倒引当金を計上しております。

3.取引条件

期間5年、平均利率8%、無担保

資金の貸付については、現地の市場金利及び財政状態を勘案して利率を決定しております。

4.貸倒懸念債権に対し、1,989百万円の貸倒引当金を計上しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,107円26銭

(2) １株当たり当期純利益　137円99銭